

原子力防災体制の充実・強化について

平成 26 年 9 月 19 日

3年以内の見直し検討チーム

1. 基本的な考え方

- オフサイトの原子力防災対策に関しては、これまでも原子力防災担当大臣の下、内閣府原子力災害対策担当室が中心となって、関係省庁挙げて、関係自治体と一体となって地域防災計画・避難計画の策定・充実化に取り組んできたところ。
- 特に川内地域の避難計画を含めた緊急時対応については、「具体的かつ合理的なものとなっていること」を県と関係市町、関係省庁が参加したワーキングチームで確認し、去る 9 月 12 日の原子力防災会議において、これを了承したが、川内地域以外の 12 地域についても、今後、同様の取組を行っていくためには、担当する内閣府の職員を増員する等の体制強化が必要。
- また、内閣府原子力災害対策担当室の職員は、原子力規制委員会の事務局たる原子力規制庁の職員が主に併任しており、原子力防災会議（平時の総合調整）や原子力災害対策本部（緊急時対応）の事務局機能も、原子力規制委員会の事務局たる原子力規制庁が事実上担当。
- このため、内閣府に専任の常駐職員を配置し、平時及び緊急時の両方で原子力防災担当大臣を支える体制を強化し、地域の原子力防災体制の充実・強化に係る業務を強力に推進するとともに、原子力防災会議・原子力災害対策本部の事務局機能も含め、関係省庁、地元自治体等との平時及び有事の総合調整を一元的に担うことができる組織体制を強化する。

2. 内閣府の原子力防災担当部門の充実・強化

- オフサイトの原子力防災対策に係る政府全体の総合調整を担当する原子力防災会議事務局及び地方公共団体支援を担当する内閣府原子力災害対策担当室の職員（各々の主な職員は、原子力規制庁で本務発令がなされている。）の一部を、原子力規制庁から内閣府（原子力防災）に移管した上で、更に人員等を拡充・強化。
- 具体的には、内閣府に政策統括官 1 名、審議官 1 名、参事官 2 名以下の専任の常駐職員からなる原子力防災担当部門を本年 10 月のできるだけ早いタイミングに新たに立ち上げ、現在の内閣府原子力災害対策担当室は廃止。

- 平時及び緊急時の両方で原子力規制委員会と内閣府原子力防災担当部門との連携を確保するため、必要に応じ担当職員（現地駐在職員を含む。）を相互に併任することとし、内閣府の原子力防災担当部門に置かれる審議官については、原子力規制庁の審議官をもって充てることとする。
- 原子力防災担当部署の執務場所は、内閣府防災部門との緊密な連携を図ると同時に国が前面に立って機動的に対応できるようにするため、首相官邸に隣接するとともに、内閣府防災担当部署の所在地（中央合同庁舎 8 号館）とも隣接する内閣府本府庁舎とする。

3. 原子力防災に関する内閣府（原子力防災）と原子力規制委員会との役割分担

- 内閣府（原子力防災）においては、内閣の責任の下、平時から緊急時まで一貫してオフサイトの原子力防災対策に対応するため、以下の業務を一体的に行う。

➤ 平時の準備

- ✓ 原子力防災会議の実質的事務局機能（副議長に原子力防災担当大臣を追加）
- ✓ オフサイトの原子力防災対策に係る政府全体の総合調整
- ✓ 政府と地方公共団体との連携（地域防災計画や避難計画の策定・充実化のためのワーキングチームの活動）
- ✓ 防災基本計画（原子力災害対策編）の案の作成
- ✓ 原子力災害対策マニュアルの案の作成
- ✓ 地方公共団体が行う原子力防災対策への財政的支援
- ✓ 原子力総合防災訓練の企画・実施及び各地方公共団体が実施する原子力防災訓練に対する支援等

➤ 発災時の緊急対応・事後的対策

- ✓ **原子力災害対策本部の立ち上げ前の初動対応**[※]
 - ・ 警戒事態：PAZ 内（5km 圏内）の要支援者の避難準備要請等
 - ・ 施設敷地緊急事態（10 条事態）：PAZ 内（5km 圏内）の要支援者の避難・屋内退避要請、一般住民への避難準備要請、避難等の実施に係る総合調整

※原子力災害対策本部の立ち上げ前の初動対応に係る政府全体の連絡調整等については、内閣危機管理監が中心となって官邸危機管理センターの緊急参集チームが担当。内閣府（原子力防災）においても、事態に応じた対策本部を立ち上げ。

※原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定の例に倣い、避難・屋内退避要請、避難準備要請等を実施すべき区域の案等を原子力防災担当大臣に提出。

- ✓ 原子力災害対策本部の立ち上げ後の原子力災害対策本部事務局としての対応（全面緊急事態（15 条事態））※
 - ・ PAZ 内（5km 圏内）の一般住民への避難の実施に係る総合調整
 - ・ UPZ 内（30km 圏内）の一般住民への屋内退避、及び OIL（運用上の介入レベル）に基づく防護措置（特定区域からの避難、一時移転等）の実施に係る総合調整
 - ・ 政府全体で行う被災者への支援等の事後対策の総合調整

※原子力防災担当大臣は、原子力災害対策本部の副本部長として同本部のオフサイト対策の司令塔となり、原子力防災担当副大臣又は政務官は、現地オフサイトセンター等で現地原子力災害対策本部長として現地対応を総括。また、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、原子力災害対策本部事務局長及び関係局長等会議議長となり、原子力災害対策本部の事務を総括。内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）は、原子力現地対策副本部長兼合同対策協議会事務局長として現地対策の事務を総括。

※内閣府（原子力防災）は、関係各府省の協力を得つつ原子力災害対策本部の事務局機能を担当（オンサイト対応の中心となる原子力規制委員会による十分なサポートが不可欠）。

※原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づき、緊急事態応急対策を実施すべき区域の案等を内閣総理大臣に提出。

- 原子力規制委員会においては、オンサイト対応及びオフサイト対策に関する技術的・専門的な判断に係る事項を担当。
 - 原子力災害対策指針の策定（技術的・専門的事項）
 - オンサイトの原子力防災対応
 - 内閣総理大臣や原子力防災担当大臣等へのオフサイト対策に関する専門・技術的な助言（EAL に関する避難等の要請・指示の案の提示、避難指示や避難区域の設定、安定ヨウ素剤服用の判断）、放射線モニタリングの実施
 - 緊急時対応センター（ERC）等の管理・運営

4. 今後の検討課題

- 現在行っているワーキングチームにおける地域防災計画・避難計画の作成・充実化及び緊急時の対応の確認に加えて、地方公共団体との連携強化について、今後検討。
- 原子力災害を含む大規模複合災害への対応に関し、平時の準備と緊急時の対応を効果的に行うことができる連携体制の構築について、今後検討。
- 原子力規制委員会設置法附則 5 条に規定する 3 年以内の見直しに係るその他の論点についても、引き続き検討を行う。